

令和 8 年 9 月 2 5 日

職員の処分について

去る 8 月 7 日に公表した、非開示情報等が保存されていた USB メモリの紛失事案につきましては、関係の皆様にも多大なる御心配と御迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今般、当機構の懲戒処分等に関する規定に基づき、下記のとおり、関係する職員の処分等を行いました。

当機構といたしましては、今後、このような事案が二度と発生することのないよう、組織を挙げて情報管理の重要性の徹底と再発防止に向けた取り組みを進め、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 事案の概要

当機構の職員が、学会講演のために当機構から貸与を受けた USB メモリ 1 個を紛失したものです。当該 USB メモリには、当該職員が学会講演にて使用した資料のほか、関連する参照用資料として、非公開情報及び個人情報（要配慮個人情報は含まれていない）が保存されていました。

当機構では、当該 USB メモリに非公開情報及び個人情報を保存し機構の施設外に持ち出すことは認めていませんが、当該職員は許可を得ずに機構外に持ち出したものです。現時点において、当該 USB メモリは発見されていません。

2. 処分等の内容

処分年月日	：	令和 8 年 9 月 2 5 日
処分内容	：	停職 3 日
対象職員	：	審査部門の審査専門員（係長級）

(お問い合わせ先)
総 務 部 人 事 課
(電話) 03-(3506)-9427
(メール) disciplinary-inquiry@pmda.go.jp

(メディアの方はこちら)
経 営 企 画 部 広 報 課
(電話) 03-(3506)-9454
(メール) kouhou@pmda.go.jp

以上